

議会運営委員会

令和4年2月18日

委員会室

1 開 会

2 第87回3月定例会の運営等について

(1) 定例会の日程等について

(2) 委員会提出議案（委員会条例及び会議規則の改正）について

(3) オンライン予算広聴会実施要綱について

(4) コロナ対応について

(5) その他

3 その他

第87回西脇市議会3月定例会の日程等について

1 上程予定議案とその取扱いについて
(別紙のとおり)

2 日程及び会期等

(1) 日 程

- 2月22日(火) 午前9時30分～ 議案説明会
 25日(金) 午前9時30分～ 議員協議会
 午前10時00分～ 本会議(第1日)
 ≪本会議終了後、資料請求等調整会≫
 28日(月) 正午 施政方針・議案質疑通告締切
 3月4日(金) 午前10時00分～ 本会議(第2日)
 7日(月) 午前10時00分～ 本会議(第3日)

≪本会議終了後、予算常任委員会質疑事項打合せ。≫

第3日を使用しない場合は、午前9時30分から≫

- 8日(火) 午前9時30分～ 文教民生常任委員会
 9日(水) 午前9時30分～ 総務産業常任委員会
 10日(木) 午前9時30分～ 予算常任委員会
 11日(金) 午前9時30分～ 予算常任委員会
 14日(月) 午前9時30分～ 予算常任委員会
 15日(火) 委員会予備日
 17日(木) 正午 一般質問通告締切
 18日(金) 正午 討論通告締切

(一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催)

- 24日(木) 午前9時30分～ 議員協議会
 午前10時00分～ 本会議(第4日)
 25日(金) 午前10時00分～ 本会議(第5日)
 28日(月) 予備日
 29日(火) 午前9時30分～ 議会運営委員会

(2) 会 期

2月25日(金) から3月28日(月) までの32日間

(3) オンライン予算広聴会

- 2月22日(火) 意見を聴こうとする案件の選定
 24日(木) HPに事業説明シート掲載・参加者募集
 (状況により25日(金))
 3月2日(水) 参加申込締切り(午後3時)
 4日(金) 広聴会開催(午後7時から8時30分まで)

3 会議録署名議員

第1日	8番	吉井	敏恭	議員	16番	寺北	建樹	議員
第2日	1番	藤原	秀樹	議員	14番	村井	正信	議員
第3日	2番	岸本	年裕	議員	13番	浅田	康子	議員
第4日	3番	藤原	哲也	議員	12番	坂部	武美	議員
第5日	4番	杉本	佳隆	議員	11番	東野	敏弘	議員

4 施政方針及び議案質疑通告締切

2月28日（月） 正午

5 一般質問通告締切

3月17日（木） 正午

6 討論通告締切

3月18日（金） 正午

7 その他

- ・ 3月3日（木）

文教民生常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切

- ・ 3月4日（金）

総務産業常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切

- ・ 3月7日（月）

予算常任委員会 請求資料配布

(別紙) 第87回西脇市議会定例会 (令和4年3月)

議案等	件名	2月25日(金) 午前10時 本会議	3月4日(金) 午前10時 本会議	7日(月) 午前10時 本会議	8日(火) 午前9時30分 文教民生	9日(水) 午前9時30分 総務産業	10日(木) 午前9時30分 予算	11日(金) 午前9時30分 予算	14日(月) 午前9時30分 予算	24日(木) 午前10時 本会議	25日(金) 午前10時 本会議	28日(月) 予備日
西監報第1号	例月出納検査の結果について(報告)	2月臨時会 報告済				(調査)						
西監報第2号	例月出納検査の結果について(報告)	〃				(〃)						
報告第1号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	〃				(〃)						
報告第2号	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	諸報告				(〃)						
	施政方針	説明	質疑	質疑								
議案第2号	西脇市立西脇小学校保存活用計画策定会議条例の制定について	提案説明	質疑～委員会付託	○.....	委員長報告～採決		
議案第3号	西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第4号	西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第5号	西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第6号	西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第7号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第8号	西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第9号	西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第10号	西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第11号	西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第12号	西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第13号	西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	○.....	〃		
議案第14号	令和3年度西脇市一般会計補正予算(第11号)	〃	〃	○.....	〃		
議案第15号	令和3年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	○.....	〃		
議案第16号	令和3年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算(第4号)	〃	〃	○.....	〃		
議案第17号	令和3年度西脇市介護保険特別会計補正予算(第4号)	〃	〃	○.....	〃		
議案第18号	令和3年度西脇市水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	○.....	〃		
議案第19号	令和3年度西脇市下水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	○.....	〃		
議案第20号	令和3年度西脇市病院事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	○.....	〃		
議案第21号	令和4年度西脇市一般会計予算	〃	〃	○.....	〃		
議案第22号	令和4年度西脇市国民健康保険特別会計予算	〃	〃	○.....	〃		

議案等	件名	2月25日(金) 午前10時 本会議	3月4日(金) 午前10時 本会議	7日(月) 午前10時 本会議	8日(火) 午前9時30分 文教民生	9日(水) 午前9時30分 総務産業	10日(木) 午前9時30分 予算	11日(金) 午前9時30分 予算	14日(月) 午前9時30分 予算	24日(木) 午前10時 本会議	25日(金) 午前10時 本会議	28日(月) 予備日
議案第23号	令和4年度西脇市立学校給食センター特別会計予算	提案説明	質疑～委員会付託	○.....	委員長報告～採決		
議案第24号	令和4年度西脇市老人保健施設特別会計予算	"	"	○.....	"		
議案第25号	令和4年度西脇市公営墓地特別会計予算	"	"	○.....	"		
議案第26号	令和4年度西脇市介護保険特別会計予算	"	"	○.....	"		
議案第27号	令和4年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計予算	"	"	○.....	"		
議案第28号	令和4年度西脇市後期高齢者医療特別会計予算	"	"	○.....	"		
議案第29号	令和4年度西脇市太陽光発電事業特別会計予算	"	"	○.....	"		
議案第30号	令和4年度西脇市水道事業会計予算	"	"	○.....	"		
議案第31号	令和4年度西脇市下水道事業会計予算	"	"	○.....	"		
議案第32号	令和4年度西脇市病院事業会計予算	"	"	○.....	"		
委員会提出 議案第1号	西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	提案説明～即決										
委員会提出 議案第2号	西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	"										
—	西脇市議会議員の派遣について									議長提案・即決		
—	文教民生常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について									委員長申出・即決		
—	総務産業常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について									"		
—	予算常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について									"		
—	議会運営委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について									"		
—	一般質問									○	○	

第87回市議会定例会提出議案の概要

◆議案第2号 西脇市立西脇小学校保存活用計画策定会議条例の制定について

1 制定理由

西脇市立西脇小学校保存活用計画策定会議を設置し、同機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

2 制定の概要

(1) 所掌事務

ア 保存活用計画の策定に関すること。

イ その他保存活用計画に関し教育委員会が必要と認める事項

(2) 組織

委員12人以内で組織する。

(3) 委員

ア 学識経験のある者

イ 各種団体を代表する者

ウ 公募による市民

エ 関係行政機関の職員

オ その他教育委員会が特に必要と認める者

3 施行期日

令和4年4月1日

◆議案第3号 西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 引用法令の改正

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」→「個人情報の保護に関する法律」

(2) 引用条項の改正（統計法）

「第52条第1項」→「第52条」

3 施行期日

令和4年4月1日

◆議案第4号 西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

人事院規則等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

2 改正の概要

- (1) 非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和
第2条及び第19条の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」を削る。
- (2) 育児休業を取得しやすい環境整備に関する措置
第23条で妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置を、第24条で勤務環境の整備に関する措置をそれぞれ規定する。

3 施行期日

令和4年4月1日

◆議案第5号 西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

給料の調整額を支給可能とし、地域手当の支給対象者を追加するため。
また、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

2 改正の概要

(1) 給料の調整額の追加【第1条関係】

給料の調整額を支給するための規定を追加（処遇改善関係）

(2) 期末手当の支給月数の改正【第2条関係】

ア 再任用職員以外の職員 1.275月→1.2月

[賞与全体 年間4.45月→年間4.30月]

	6月期	12月期
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
勤勉手当	0.950月	0.950月
計	2.225月	2.225月
4年度 期末手当	1.200月 (0.075月減)	1.200月 (0.075月減)
勤勉手当	0.950月 (改定なし)	0.950月 (改定なし)
計	2.150月	2.150月

イ 再任用職員 0.725月→0.675月

[賞与全体 年間2.35月→年間2.25月]

	6月期	12月期
3年度 期末手当	0.725月	0.725月
勤勉手当	0.450月	0.450月
計	1.175月	1.175月
4年度 期末手当	0.675月 (0.05月減)	0.675月 (0.05月減)
勤勉手当	0.450月 (改定なし)	0.450月 (改定なし)
計	1.125月	1.125月

(3) 地域手当の改正【第3条関係】

派遣職員に対し、地域手当を支給するための規定を追加

(4) 任期付職員の期末手当の改正【第4条関係】

1.675月→1.625月

[年間3.35月→年間3.25月]

	6月期	12月期
3年度 期末手当	1.675月	1.675月
4年度 期末手当	1.625月 (0.05月減)	1.625月 (0.05月減)

(5) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置【附則第2条関係】

ア 再任用職員以外の職員

改正後の期末手当の額から、令和3年12月に支給された額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額

イ 再任用職員

改正後の期末手当の額から、令和3年12月に支給された額に72.5分の10を乗じて得た額を減じた額

3 施行期日等

- (1) 第1条関係（給料の調整額の追加） 公布の日（2月1日適用）
- (2) 第2条関係（期末手当の支給月数の改正） 公布の日
- (3) 第3条関係（地域手当の改正） 令和4年4月1日
- (4) 第4条関係（任期付職員の期末手当の改正） 公布の日

◆議案第6号 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

西脇市一般職の職員の給与に関する条例の改正及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

2 改正の概要

(1) 市長、副市長、教育長、議会議員、病院事業管理者の期末手当の支給月数を職員と同様の4.30月（現行4.45月）に改める。

	6月期	12月期
3年度 期末手当	2.225月	2.225月
4年度 期末手当	2.15月 (0.075月減)	2.15月 (0.075月減)

ア 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例【第1条関係】

イ 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例【第2条関係】

ウ 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例【第3条関係】

エ 病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例【第4条関係】

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

3 施行期日

公布の日

◆議案第7号 西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

地方税法及び国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正並びに国民健康保険税額の改正による受益者負担の適正化及び国民健康保険の安定的な運

営を図るため。

2 改正の概要

- (1) 未就学児に係る均等割額の減額規定の追加（第28条第2項）
- (2) 課税限度額の改正（第2条第2項及び第3項、第28条第1項）
- (3) 基礎課税額の改正（第3条、第5条、第6条）
- (4) 後期高齢者支援金等課税額の改正（第7条、第9条、第10条）
- (5) 介護納付金課税額の改正（第11条、第13条、第14条）
- (6) 国民健康保険税の減額する額の改正（第28条第1項）
- (7) 地方税法改正等に伴う所要の改正

3 施行期日

公布の日（一部、令和4年4月1日）

◆議案第8号 西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業及び母子家庭等医療費給付事業の拡充を図るため。

2 改正の概要

- (1) 乳幼児等医療費助成事業における所得制限の廃止
- (2) こども医療費助成事業における助成対象者の拡大と所得制限の廃止
- (3) 母子家庭等医療費給付事業における児童扶養手当全部支給となる母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児にかかる一部負担金の廃止
- (4) 母子家庭等医療費給付事業において、児童扶養手当全部支給の基準を超過し、一部支給となる母子家庭の児童等、父子家庭の児童等又は遺児（いずれも乳幼児等医療費助成事業又はこども医療費助成事業の助成対象者を除く。）を助成対象者から除外（こども医療費助成事業の助成対象者となるため。）

3 施行期日

令和4年7月1日

◆議案第9号 西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

地方拠点強化税制の延長に伴い、本社機能強化企業を対象とする奨励措置の適用期間の延長を行うため。

2 改正の概要

本社機能強化企業を対象とする奨励措置の適用期間の延長
「令和4年3月31日」→「令和6年3月31日」（2年間）

3 施行期日

公布の日

◆議案第10号 西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正理由
水尾地区農業集落排水処理施設及び日野北地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道事業に統合するため。
- 2 改正の概要
 - (1) 西脇市生活排水処理施設条例
水尾地区農業集落排水処理施設及び日野北地区農業集落排水処理施設の項を削除【別表関係】
 - (2) 西脇市下水道事業の設置等に関する条例
農業集落排水事業の公共下水道への統合による計画区域面積及び計画処理人口の改正【第3条委関係】
- 3 施行期日
令和4年4月1日

◆議案第11号 西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正理由
西脇地区水道事業と黒田庄地区水道事業を統合するため。
- 2 改正の概要
 - (1) 西脇市水道事業の設置等に関する条例
給水区域、給水人口、1日最大給水量の統合・整理【第2条関係】
 - (2) 西脇市水道事業給水条例
給水区域の統合・整理【第2条関係】
- 3 施行期日
令和4年4月1日

◆議案第12号 西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正理由
人間ドック・健診オプション検査の充実を図るため。
- 2 改正の概要
人間ドック・健診オプション検査に新たな検査項目（経膈エコー検査、婦人科系腫瘍マーカー検査、甲状腺エコー検査、甲状腺ホルモン検査、睡眠時無呼吸検査、H I V検査、梅毒検査）を追加
- 3 施行期日
令和4年4月1日

◆議案第13号 西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

年金担保貸付事業の廃止に伴い、条例第3条第2項ただし書を削る。

3 施行期日

令和4年4月1日

◆議案第14号 令和3年度西脇市一般会計補正予算（第11号）

- ・ 公共施設整備基金事業
- ・ 病院事業会計負担金
- ・ 地域ため池等総合整備事業
- ・ 広域道路ネットワーク事業
- ・ 公園施設長寿命化対策事業
- ・ 学校等における感染症対策等支援事業（小中学校）
- ・ 決算見込による補正

◆議案第15号 令和3年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◆議案第16号 令和3年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第4号）

◆議案第17号 令和3年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第4号）

◆議案第18号 令和3年度西脇市水道事業会計補正予算（第2号）

◆議案第19号 令和3年度西脇市下水道事業会計補正予算（第2号）

◆議案第20号 令和3年度西脇市病院事業会計補正予算（第2号）

※ 上記の補正予算については、決算見込による補正

◆議案第21号 令和4年度西脇市一般会計予算

◆議案第22号 令和4年度西脇市国民健康保険特別会計予算

◆議案第23号 令和4年度西脇市立学校給食センター特別会計予算

◆議案第24号 令和4年度西脇市老人保健施設特別会計予算

◆議案第25号 令和4年度西脇市公営墓地特別会計予算

◆議案第26号 令和4年度西脇市介護保険特別会計予算

◆議案第27号 令和4年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計予算

◆議案第28号 令和4年度西脇市後期高齢者医療特別会計予算

◆議案第29号 令和4年度西脇市太陽光発電事業特別会計予算

◆議案第30号 令和4年度西脇市水道事業会計予算

◆議案第31号 令和4年度西脇市下水道事業会計予算

◆議案第32号 令和4年度西脇市病院事業会計予算

※ 上記の予算については、別途資料を配布

第 87 回市議会定例会提出議案

(R 4. 2. 18 告示)

議案等	議案名	内 容	提案説明者
議案第 2 号	西脇市立西脇小学校保存活用計画策定会議条例の制定について	西脇市立西脇小学校保存活用計画策定会議の設置及び運営に関し必要な事項を定める。	教育部長
議案第 3 号	西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴う所要の改正	副市長 (総務部長)
議案第 4 号	西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する。	〃
議案第 5 号	西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律等の改正に伴い、期末手当を改定する。また、給料の調整額及び地域手当支給対象者を追加する。	〃
議案第 6 号	西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	一般職の職員の給与改定及び国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、市長、副市長、教育長、議員及び病院事業管理者の期末手当を改定する。	〃
議案第 7 号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	課税限度額及び税率等の改正	くらし安心部長
議案第 8 号	西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	乳幼児等医療、こども医療及び母子家庭等医療の拡充に伴う所要の改正	〃
議案第 9 号	西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について	本社機能強化企業を対象とする奨励措置の適用期間の延長等	産業活力 再生部長
議案第 10 号	西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	施設の統廃合に伴う所要の改正	建設水道部長
議案第 11 号	西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	西脇地区水道事業及び黒田庄地区水道事業の統廃合に伴う所要の改正	〃
議案第 12 号	西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	人間ドック・健診オプション検査項目の追加に伴う所要の改正	病院事務局長
議案第 13 号	西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴う所要の改正	くらし安心部長
議案第 14 号	令和 3 年度西脇市一般会計補正予算 (第 11 号)	所要の補正	副市長
議案第 15 号	令和 3 年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	所要の補正	〃
議案第 16 号	令和 3 年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算 (第 4 号)	所要の補正	〃
議案第 17 号	令和 3 年度西脇市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	所要の補正	〃
議案第 18 号	令和 3 年度西脇市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	所要の補正	建設水道部長
議案第 19 号	令和 3 年度西脇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	所要の補正	〃

議案第20号	令和3年度西脇市病院事業会計補正予算(第2号)	所要の補正	病院事務局長
議案第21号	令和4年度西脇市一般会計予算		副市長
議案第22号	令和4年度西脇市国民健康保険特別会計予算		〃
議案第23号	令和4年度西脇市立学校給食センター特別会計予算		〃
議案第24号	令和4年度西脇市老人保健施設特別会計予算		〃
議案第25号	令和4年度西脇市公営墓地特別会計予算		〃
議案第26号	令和4年度西脇市介護保険特別会計予算		〃
議案第27号	令和4年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計予算		〃
議案第28号	令和4年度西脇市後期高齢者医療特別会計予算		〃
議案第29号	令和4年度西脇市太陽光発電事業特別会計予算		〃
議案第30号	令和4年度西脇市水道事業会計予算		建設水道部長
議案第31号	令和4年度西脇市下水道事業会計予算		〃
議案第32号	令和4年度西脇市病院事業会計予算		病院事務局長
報告第2号	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告	—

第 87 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容	
一般会計(第11号)	22,585,760	△ 551,600	22,034,160	議会一般事務経費	△ 1,019
				議員活動事業	△ 1,627
				市制15周年記念式典開催事業	△ 646
				職員研修事業	△ 1,123
				庁舎管理事業	△ 4,900
				旧庁舎等跡地活用事業	△ 64,148
				財調基金管理事業	△ 4,600
				西脇多可活性化事業	△ 312
				総合計画推進事業	△ 225
				市税等還付事業	△ 5,000
				ふるさと寄附促進事業	△ 366,943
				公共交通対策事業	△ 3,419
				地域振興基金積立事業	△ 2,800
				西脇多可行政事務組合負担金(共通経費)	△ 4,820
				官学連携推進事業	△ 150
				公共施設整備基金事業	298,400
				情報化推進事業	△ 2,940
				基幹系システム運用事業	△ 5,000
				自治会事業	△ 880
				地区からのまちづくり事業	△ 3,162
				市民提案型まちづくり事業	△ 609
				市民交流施設管理運営事業	△ 4,000
				社会保障・税番号制度システム整備事業	3,602
				社会福祉協議会補助事業	△ 2,258
				新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業	△ 5,000
				社会福祉法人等就業者確保支援事業	△ 100
				障害者認定審査事業	△ 21
				重度心身障害者(児)介護手当支給事業	△ 100
				北播磨こども発達支援センター事業	△ 1,125
				障害者移動支援事業(旧)	△ 421
				障害者移動支援事業(新)	△ 1,000
				介護保険特別会計繰出金	△ 3,970
				老人保健施設特別会計繰出金	14,633
				高齢者移動支援事業	△ 376
				高齢期移行助成事業	△ 4,900
				要介護認定者移動支援事業	△ 2,000
				大野隣保館運営事業	△ 83
				上野会館運営事業	△ 175
				黒田庄隣保館運営事業	△ 322
				住宅資金一般事務経費	△ 10
				料理・学習支援事業	△ 29
				子ども・子育て支援事業	△ 400
				子育て学習センター事業	△ 300
				こどもプラザ事業	△ 810
				子育て応援ライフプラン事業	△ 65
				低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業	△ 15,650
				特定教育・保育施設等運営事業	8,194
				子育てのための施設等利用給付事業	△ 312

児童手当支給事業	△ 5,990
児童扶養手当支給事業	△ 20,000
多子世帯保育料等軽減事業	△ 2,760
長時間保育事業	△ 5,515
3号認定子ども受け入れ保育教諭確保事業	△ 441
一時預かり事業	△ 7,436
生活保護事業	△ 64,000
西脇多可休日急患センター負担金	△ 185
播磨内陸医務事業組合負担金	△ 2,031
各種予防接種事業	△ 8,000
健康診査事業	△ 4,814
健幸運動教室事業	△ 260
感染症対策事業	△ 6,000
西脇多可行政事務組合負担金(斎場)	△ 1,902
環境基金積立事業	△ 300
西脇多可行政事務組合負担金(新ごみ処理施設)	△ 31,739
西脇多可行政事務組合負担金(ごみ処理)	△ 34,508
氷上多可衛生事務組合負担金	△ 171
北播衛生事務組合負担金	△ 13,361
病院事業会計負担金	40,000
水道事業会計負担金	△ 3,400
労働者福祉対策補助事業	△ 150
農業委員会一般事務経費	240
経営体育成支援事業	△ 6,000
山田錦転換対策緊急支援事業	△ 8,500
鳥獣被害防止総合対策事業	△ 1,500
多面的機能支払交付金事業	△ 7,258
日本のへそ西脇地域食材でおもてなし支援事業	△ 4,500
地域ため池等総合整備事業	7,700
有害鳥獣駆除事業	1,175
起業・第二創業促進支援事業	△ 2,000
地域商業対策事業	△ 630
キャッシュレス決済普及・消費促進事業	△ 20,000
中小企業事業資金等信用保証料補給事業	△ 1,700
飲食サービス事業者応援事業	△ 4,000
ECサイト活用促進支援事業	△ 1,300
中小事業者雇用人材支援事業	△ 13,000
観光交流活動創出支援事業	△ 14,000
施設整備事業	△ 1,500
住宅耐震化推進事業	△ 2,500
空き家等対策推進事業	△ 2,980
広域道路ネットワーク事業	10,000
橋りょう維持事業	△ 8,000
公園維持管理事業(一般管理経費)	1,398
公園施設長寿命化対策事業	20,000
中央駐車場一般管理事業	△ 18,600
日本のへそ日時計の丘公園管理運営事業	△ 300
(都)西脇上戸田線整備事業	△ 6,400
下水道事業会計負担金	△ 20,199
下水道事業会計出資金	△ 14,605
北はりま消防組合負担金	△ 18,379
消火栓新設事業	△ 3,150
自然学校推進事業	△ 1,556

			学校等における感染症対策等支援事業 (小学校費)	7,486
			学校等における感染症対策等支援事業 (中学校費)	4,368
			アピカ音楽ホール管理運営事業	△ 8,665
			市民体育大会事業	△ 250
			全国高校駅伝競走大会出場応援事業	△ 1,000
			市債償還事業(元金)	3,183
			市債償還事業(利子)	△ 42,649
			人件費(会計年度)	△ 6,145
			合 計	△ 551,600
			(財源内訳)	
			特定財源	△ 514,871
			一般財源所要額	△ 36,729
【債務負担行為の変更】				
旧庁舎等解体工事費	R 4	△ 356,500千円		

特別会計	11,221,590	△ 4,858	11,216,732	
国民健康保険特別会計(第2号)	4,577,670	△ 800	4,576,870	財調基金管理事業 △ 800
老人保健施設特別会計(第4号)	514,514	3,630	518,144	老人保健施設管理運営経費 4,630 老人保健施設給食事業 △ 1,000
介護保険特別会計(第4号)	5,069,199	△ 7,688	5,061,511	介護認定調査事業 △ 3,123 介護保険財政調整基金管理事業 2,095 介護予防・生活支援サービス事業 △ 6,660

【企業会計】			
水道事業会計(第2号)		建設改良費ほか	△ 44,193千円
下水道事業会計(第2号)		建設改良費ほか	△ 59,578千円
病院事業会計(第2号)		減価償却費ほか	△ 20,311千円

折衷案	改正案①（4.2.18議運提案）	議長会モデル（4.2.9）
<p>※議長会モデルを採用又は折衷箇所＝<u>黄色マーカー（網掛）</u> （開会方法の特例）</p> <p>第14条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した会議の開会の求めがある場合</u></p> <p>2. <u>前項の場合において、委員は、オンラインにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3. <u>前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>（委員長及び委員の除斥） 第17条 （略）</p> <p>2. <u>前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による委員長の許可を得て会議に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインで行うことができる。</u></p>	<p>※折衷案で存置箇所＝<u>黄色マーカー（網掛）</u> （開会方法の特例）</p> <p>第14条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。</p> <p>(1) <u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した会議の開会の求めがある場合</u></p> <p>2. <u>前項の場合において、委員は、オンラインにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3. <u>前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、次条、第16条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>●第31条で「委任」規定があり、第1項では会議規則（会議規則第144条で疑義は議長が決定することとなり、敢えて規定しない。（兵庫県も規定なし）⇒⇒⇒</p> <p>（秘密会）</p>	<p>※折衷案で存置箇所＝<u>黄色マーカー（網掛）</u> （委員会の開会方法の特例）</p> <p>第14条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参加することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。</u>ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>●議長会モデルの「オンラインによる方法」は、宇都宮市とさいたま市以外にないことから改正案①を採用</p> <p>●現行の準則に基づく委員会条例では、「本会議」も「委員会の会議」も単に「会議」となっており、使い分けは見送る。</p> <p>●議長会モデルでは、ただし書で「秘密会」を除外しているが、改正案①では、先行団体の例（総務省通知から引用）により、後段（この場合において～）で、留意事項を規定していたが、訓示的な規定であるため、議長会モデルへ置き換える。</p> <p>2. <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>●議長会モデルでは「届出制」を採用しているが、改正案①のとおり、育児、介護等を対象としているため「許可制」を採用する。</p> <p>3. <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>●議長会モデルのとおり、包括的に明示</p> <p>4. <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（委員長及び委員の除斥） 第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>2. <u>前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>

『議長から』

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席（オンラインによる出席を含む。）を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させ、若しくはオンラインによる接続を解除することができる。

3 (略)

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

3 委員会が必要があると認めるときは、公述人にオンラインにより公聴会に出席させることができる。

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 (略)

●第25条で規定済みのため改正不要

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させ、若しくはオンラインによる接続を解除することができる。

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインを活用した会議は、秘密会とすることができない。

2 (略)

●説明員のオンライン参加は、第14条の2第1項第1号の場合に考えられないこともないが、委員会への参加が義務でないことや、常勤職員として勤務と休暇の区別が難しいこと、また、当該条項すらない団体もあることから、当分の間、明示せず運用する。（大分：日出町のみ規定あり）

(秩序保持に関する措置)

第22条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させ、若しくはオンラインによる接続を解除することができる。

3 (略)

●オンラインでの出席の是非は、一旦、委員会に留保すべき

(公述人の発言等)

第26条 (略)

2 (略)

3 委員長は、必要があると認めるときは、公述人にオンラインにより会議に参加させることができる。

4 公述人の発言が第2項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させ、若しくはオンラインによる接続を解除することができる。

●第14条の2第1項で規定したことで不要となる。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

<p>第4章 参考人</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席 <u>(オンラインによる出席を含む。)</u> を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>●議長会モデルを簡素化して高砂市バージョンで追加 オンラインでの出席の是非は、一旦、委員会に留保すべき</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>●議長会モデルでは、オンラインの場合、代理人の必要性を否定しているが、可能性はゼロではないと考えることから改正しない。</p> </div> <p>第4章 参考人</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、第26条 <u>(公述人の発言等)</u>、第27条 (委員と公述人の質疑) 及び第28条 (代理人又は文書による意見の陳述) の規定を準用する。</p>	<p>2 <u>前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>4 参考人については、第26条 (公述人の発言)、第27条 (委員と公述人の質疑) 及び第28条 (代理人又は文書による意見の陳述) の規定を準用する。</p>
---	---	--

折衷案	改正案①（4.2.18議運提出案）	議長会モデル（4.2.9）
<p>※議長会モデルを採用又は折衷箇所＝<u>黄色マーカー</u></p> <p><u>（定足数に関する措置）</u> 第90条の2 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。</p> <p><u>（出席委員に関する措置）</u> 第90条の3 この章における出席委員には、<u>西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）第14条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）により会議に出席した委員を含む。</u></p> <p>（総則規定の準用） 第91条 委員会の開催については、第2条（欠席の届出）及び第10条（会議の開閉）の規定を準用する。</p> <p>（委員外議員の発言） 第107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議（オンラインによる会議を含む。第118条第1項において同じ。）への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>（委員長の発言討論）</u> 第107条の2 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。</p>	<p>※折衷案で存置箇所＝<u>黄色マーカー</u></p> <p><u>（定足数に関する措置）</u> 第90条の2 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。</p> <p><u>（オンラインを活用した会議）</u> 第90条の3 西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）第14条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）により会議に出席した委員は、前条第1項、第92条（一括議題）、第94条（先決動議の表決順序）、第101条（少数意見の留保）第1項及び第108条（発言時間の制限）第2項の出席委員とする。</p> <p>（総則規定の準用） 第91条 委員会の開催については、第2条（欠席の届出）及び第10条（会議の開閉）の規定を準用する。</p> <p>（委員外議員の発言） 第107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議（オンラインによる会議を含む。第118条第1項において同じ。）への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>（委員長の発言討論）</u> 第107条の2 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。</p>	<p>※折衷案で存置箇所＝<u>黄色マーカー</u></p> <p><u>（出席委員に関する措置）</u> 第90条の3 この章における出席委員には、<u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u></p>

(発言規定の準用)

第 109条 発言については、第49条（発言の許可等）、第54条（発言内容の制限）第1項及び第2項、第57条（議事進行に関する発言）、第58条（発言の継続）、第59条（質疑又は討論の終結）、第60条（選挙及び表決時の発言制限）、第64条（発言の取消し又は訂正）及び第65条（答弁書の配布）の規定を準用する。

(不在委員)

第 109条の2 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。委員がオンラインにより会議に出席する場合において、表決宣告の際に現にオンラインにより会議に出席していないと認められるときも、同様とする。

(表決規定の準用)

第 114条 表決については、第66条（表決問題の宣告）、第68条（条件の禁止）、第71条（記名投票）、第72条（無記名投票）、第73条（選挙規定の準用）及び第74条（表決の訂正）の規定を準用する。

(読替規定)

第 115条 第91条、第 104条、第 105条、第 109条及び前条において準用する規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議場」とあるのは「会議室」と、「議席」とあるのは「委員席」と読み替えるものとする。

(携帯品)

第 128条 議場又は委員会の会議室に入る者（傍聴人を除く。）は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(協議等の場の開催方法の特例)

第 142条の2 西脇市議会委員会条例第14条の2の規定は、前条の協議等の場について準用する。この場合において、西脇市議会委員会条例第14条の2中「委員長」とあるのは「議長」と、「委員会」とあるのは「協議等の場」と、「委員から」とあるのは「議員から」と読み替えるものとする。

(発言規定の準用)

第 109条 発言については、第49条（発言の許可等）、第54条（発言内容の制限）第1項及び第2項、第57条（議事進行に関する発言）、第58条（発言の継続）、第59条（質疑又は討論の終結）、第60条（選挙及び表決時の発言制限）、第64条（発言の取消し又は訂正）及び第65条（答弁書の配布）の規定を準用する。

(不在委員)

第 109条の2 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。委員がオンラインにより会議に出席する場合において、表決宣告の際に現にオンラインにより会議に出席していないと認められるときも、同様とする。

(表決規定の準用)

第 114条 表決については、第66条（表決問題の宣告）、第68条（条件の禁止）、第71条（記名投票）、第72条（無記名投票）、第73条（選挙規定の準用）及び第74条（表決の訂正）の規定を準用する。

(読替規定)

第 115条 第91条、第 104条、第 105条、第 109条及び前条において準用する規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議場」とあるのは「会議室」と、「議席」とあるのは「委員席」と読み替えるものとする。

●第 107条で規定済みのため不要

(携帯品)

第 128条 議場又は委員会の会議室に入る者（傍聴人を除く。）は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

●議長会モデルに倣い、議員協議会に関する規定も追加対象が議長会モデルと異なるため委員会条例を準用する。

●第7章は、これまで第142条のみで、追加する第142条の2がどちらの章に属すのか明確にする必要があるため。

(不在委員)

第 109条の2 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第 109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

●オンライン会議に出席していても表決の際に、席を外している可能性もあることから、改正案①を採用

(紹介議員の委員会出席)

第 118条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第 109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第 142条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

西脇市議会オンライン予算広聴会実施要綱

1 趣旨

この要綱は、新年度事業について市民から意見を聴取し、予算審査時の参考とするために開催するオンライン予算広聴会（以下「広聴会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 開催時期

広聴会は3月定例会会期中の予算常任委員会前に開催するものとする。

3 案件選定

意見を聴取する案件は、あらかじめ新年度事業の中から総務産業常任委員会及び文教民生常任委員会で選定することとし、同委員会において、案件ごとに事業説明シート（様式第1号）を作成するものとする。

4 参加者の募集

前項の事業説明シートは、完成後、速やかにホームページ等に掲載し、広聴会の開催日時ほか必要な事項を明示して、広聴会への参加者を募集する。

5 参加の申出等

(1) 広聴会で意見を述べようとする者は、オンライン予算広聴会参加申込書（様式第2号）により議会事務局へメールで申し出るものとする。

(2) 定数は10人程度とし、大幅に超過する場合は、抽選により決定する。

(3) 発言時間は、参加者1人当たり5分以内とする。

6 出席者

出席者は、総務産業常任委員会、文教民生常任委員会及び予算常任委員会の正副委員長を基本とする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において定める。

附 則（令和4年2月18日 議会運営委員会）

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

事業説明シート

事業名	No. _____	
事業目的		
事業費		
財源	国	
	県	
	市	
事業概要		

オンライン予算広聴会参加申込書

西脇市議会議長 様

西脇市議会オンライン予算広聴会への参加を希望します。

氏 名	
住 所	
年 代	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代・80代以上
メールアドレス	
電 話 番 号	
意見を述べようとする 事 業 名	No. _____
意見の概要	

新型コロナウイルス感染症に係る第87回定例会の対応について

1 本会議

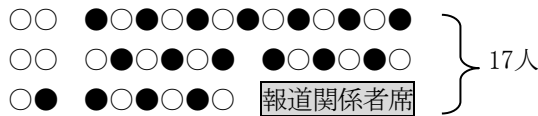
(1) 出席者

- 本会議第1日…特別職、議案提出部長・議事担当
- ・本会議第2日…特別職、質疑答弁部長・議事担当
- ・本会議第3日…同上
- ・本会議第4日…特別職、議案提出部長・一般質問答弁部長・議事担当
- ・本会議第5日…特別職、一般質問答弁部長・議事担当

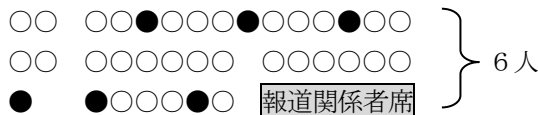
(2) 傍聴

緊急事態宣言下においては、自粛の要請をする。それ以外の場合にあっては、次のとおりとする。

ア 北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が3人未満



イ 同3人以上5人未満



ウ 同5人以上又は住民の感染が判明した場合

自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）

(3) 委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問

- ・通常どおり実施
- ・演壇及び質問席での発言時であっても原則マスクを着用する。

(4) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度超の場合は欠席願う。）
- ・入退場の際、アルコールによる手指消毒
- ・議場及び傍聴席は、必要な換気ができており、念のため休憩時に扉を開け換気を行う。（エアコン稼働時→全熱換気、エアコン停止時→自動換気又は全熱換気）
- ・うがい、手洗いの励行
- ・議場内は必ずマスクを着用

2 各委員会

(1) 出席者 各委員会委員、理事者（特別職、説明員、議事担当）

(2) 傍聴（予算常任委員会を除く。）

緊急事態宣言下においては、自粛の要請をする。それ以外の場合にあっては、次のとおりとする。ただし、会期外の取扱いは、次のアの範囲内で委員長が決定する。

ア 北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が3人未満

(ア) 市民傍聴は5人

(イ) 議員傍聴は8人

イ 同3人以上5人未満

(ア) 市民傍聴は3人

(イ) 議員傍聴は不可（議員控室で確認願う。）

ウ 同5人以上又は住民の感染が判明した場合

(ア) 市民傍聴は自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）

(イ) 議員傍聴は不可（議員控室で確認願う。）

(3) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度超の場合は欠席願う。）
- ・入退室の際、アルコールによる手指消毒
- ・うがい、手洗いの励行
- ・室内は必ずマスクを着用

- ・委員会室等も必要な換気ができており、念のため休憩時に窓及び扉を開け換気を行う。（エアコン稼働時→全熱換気、エアコン停止時→自動換気又は全熱換気）
- ※住民の感染が発生した場合、感染状況によっては、あらためて議会運営委員会を開催し対応を検討